

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十七号

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する

条例等の一部を改正する条例

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第一条 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和九年三月三十一日までの間に、離島振興対策実施地域のうち法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以降三箇年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によつて市町が特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降三箇年度のものに限る。</p> <p>一 事業税 新設又は増設に係る特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降の各年又は各事業年度に係る所得のうち、当該特別償却設備に係るものと</p>	<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、離島振興対策実施地域のうち法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以降三箇年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によつて市町が特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降三箇年度のものに限る。</p> <p>一 事業税 新設又は増設に係る特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却</p>

<p>して、省令第三条の規定により計算した額 に対して課すべき事業税の額</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は同条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>	<p>設備に係るものとして、省令第三条の規定により計算した額に対して課すべき事業税の額</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>
--	--

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(昭和三十八年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の製造事業用設備に係る同項に規定する県税につき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)第三条第一項又は離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)第二条第一項の規定により課税免除された場合には、適用しない。</p>	<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の製造事業用設備に係る同項に規定する県税につき、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年広島県条例第三十一号)第二条第一項、農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年広島県条例第五十六号)第二条第一項若しくは離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

第三条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税

に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税及び不動産取得税の課税免除） 第二条（略） 2（略） 3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成五年広島県条例第十九号）第二条第一項又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）第三条第一項の規定により課税免除された場合には、適用しない。</p>	<p>（事業税及び不動産取得税の課税免除） 第二条（略） 2（略） 3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成五年広島県条例第十九号）第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）第三条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>
<p>（不動産取得税の不均一課税） 第四条（略） 2（略）</p>	<p>（不動産取得税の不均一課税） 第四条（略） 2（略） 3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。